

前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品の製造の請負、物品の取得、修繕又は役務の提供に係る業務の委託（以下これらを「物品の製造の請負等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行とを確保するため、本市の物品の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、第7条に規定する前橋市物品の製造等業者指名停止審査会の意見を聴き、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止を受ける有資格業者に対し現に物品の製造の請負等の競争入札に係る指名を行っているときは、当該指名を取り消すものとする。

3 市長が第1項の規定により指名停止を行ったときは、物品の製造の請負等の所管課長は、物品の製造の請負等の競争入札のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当初長期期間が36か月を超えるときは、36か月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第4条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。ただし、指名停止の期間が36か月を超えるときは、36か月とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号又は第9号に該当したとき。
当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者である

ことが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号、第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(5) 当該機関又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で行う談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号に該当することとなった場合を除く。）。当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

（指名停止の解除）

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（契約の履行に係る事故等の報告等）

第6条 物品の製造の請負等の所管課長は、その所管に係る物品の製造の請負等に関して、有資格業者が別表第1第2号、第5号又は第7号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、当該有資格業者に弁明書（様式第1号）を提出させるとともに、速やかに、契約の履行に係る事故等報告書（様式第2号）に当該弁明書を添えて契約監理課長に報告しなければならない。

2 契約監理課長は、前項の規定による報告又は次に掲げる方法により指名停止に係る事実関係を確認したときは、当該有資格業者の指名停止について、次条に規定する前橋市物品の製造等業者指名停止審査会の審査に付すものとする。

(1) 報道機関により報道された記事等の確認

(2) その他関係機関からの情報提供

（前橋市物品の製造等業者指名停止審査会）

第7条 第2条第1項又は第3条各項に規定する指名停止、第4条第5項に規定する

指名停止の期間の変更及び第5条に規定する指名停止の解除の措置の審査を行うため、前橋市契約事務取扱規程（平成6年前橋市訓令甲第4号）第17条の規定に基づき設置する前橋市物品の製造等業者指名停止審査会（以下「審査会」という。）は、委員長及び委員6人をもって構成する。

2 委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、こども未来部長、環境部長、産業経済部長、建設部長、水道局長及び教育委員会事務局教育次長をもって充てる。

（職務）

第8条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第9条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第10条 委員長が前条の会議を招集する時間的余裕がないときは、契約監理課長が起案書を持ち回り、委員4人以上に回議し、委員長の決裁を受けることをもって会議に代えることができる。

（審査会の省略）

第11条 前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱（平成18年3月29日伺い定め）の規程により指名停止の措置を受けた者が有資格業者である場合における当該有資格業者の指名停止については、第2条第1項及び第6条第2項の規定にかかわらず、審査会の審査及び起案書を省略することができる。この場合において、当該有資格業者の指名停止に係る措置要件及び期間については、前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱の例による。

（庶務）

第12条 審査会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

（指名停止等の通知）

第13条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して遅滞なく指名停止通知書、指名停止期間変更通知書又は指名停止解除通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市発注の物品の製造の請負等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第14条 物品の製造の請負等の所管課長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急時、その他特にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第15条 物品の製造の請負等の所管課長は、指名停止の期間中の有資格業者が本市発注の物品の製造の請負等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第16条 市長は、指名停止に至らない程度の契約の履行に係る事故等があった場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情処理手続等)

第17条 指名停止、警告又は注意の喚起(以下「指名停止等」という。)を受けた者は、苦情の申立てをすることができる。

2 苦情の申立ては、指名停止等を受けた理由についてすることができる。

3 苦情の申立てができる期間は、指名停止等の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

4 苦情の申立てに対する回答は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)にしなければならない。

5 市長は、苦情の申立ての手続を第13条の通知で告知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市内において生じた契約の履行に係る事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 本市発注の物品の製造の請負等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品の製造の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（過失による粗雑履行）</p> <p>2 本市発注の物品の製造の請負等に係る契約の履行に当たり、過失により、物品の製造の請負等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 市内における物品の製造の請負等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般請負等」という。）に係る契約の履行に当たり、過失により、物品の製造の請負等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本市発注の物品の製造の請負等に係る契約の履行に当たり、契約に違反し、物品の製造の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 本市発注の物品の製造の請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故）</p> <p>7 本市発注の物品の製造の請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品の製造の請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が前2号に掲げる公共機関以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>9か月以上27か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、物品の製造の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 本市発注の物品の製造の請負等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、物品の製造の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>9か月以上36か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した物品の製造の請負等の契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>

<p>7 本市発注の物品の製造の請負等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から9か月以上36か月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した物品の製造の請負等の契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>9 本市発注の物品の製造の請負等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上36か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>11 本市と締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品の製造の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、物品の製造の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

弁 明 書

- 1 製造、業務等
の名称
- 2 履 行 場 所
- 3 事故等の発生日時
- 4 発 生 場 所
- 5 事故等の内容及び弁
明の内容

年 月 日

契約監理課長 様

課長

契約の履行に係る事故等報告書

商号又は名称	
所在地	
代表者又は受任者の氏名	
事故等の概要	

注 事故等の概要の項には、当該事故等に係る製造、業務等の名称及び事故等の発生日時、場所、状況、発生原因、対策、経過等を記入し、必要に応じて資料を添付すること。